

この通知は「令和5年度衛生協力助成金」の交付を受けた自治会にお送りしています。

環資廃第2178号  
令和5年12月20日

自治会長各位

さいたま市長 清水勇人  
(公印省略)

### 令和5年度さいたま市衛生協力助成金 実績報告書の提出について(依頼)

歳暮の候、皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
日頃より廃棄物行政に対し、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、標記の件につきまして、事業の完了に伴う報告書を提出していただきたく通知  
いたします。

つきましては、別紙「衛生協力助成金実績報告書」に必要事項をご記入のうえ、

**令和6年2月7日(水)**までに返信用封筒にてご提出ください。

#### ～送付した書類～

- ・衛生協力助成金実績報告書(様式第4号)
- ・記入例【両面、2色刷】
- ・返信用封筒(切手の貼付は不要)
- ・お知らせ文書【両面】(年末年始のごみ収集(表)、事故防止について(裏))

#### ～ご提出いただくもの～

- ・衛生協力助成金実績報告書(様式第4号)←  
(提出には同封の返信用封筒をお使いください)

**裏面の記入もお忘れなく！**

※提出にあたっては、領収書・レシート等の添付は必要ありません。

※助成金に残金が生じた場合は、後日、返還の手続きについてご案内いたします。

※記入事項の訂正は、二重線で消して余白に正しくご記入ください。

(氏名欄に押印した場合は訂正印が必要です)

修正液、修正テープ等は使用禁止です。

※物品の購入等が済み、領収書(電子可)が手元にある状態でご提出ください。

**この手続きを行わない場合は、交付した助成金を全額返還していただくことになりますので、手続きをお忘れにならないようご注意ください。**

(問合せ先)

環境局資源循環推進部

廃棄物対策課家庭系ごみ係

高畠・村上・神田

電話 048-829-1336

FAX 048-829-1991

Email haikibutsu-taisaku@city.saitama.lg.jp

## 衛生協力助成金の交付対象となる経費の例について

申請や支出の際には下表を参考にしてください。

また、ご不明な点は廃棄物対策課（直通：829-1336）までお問い合わせください。

なお、令和5年4月1日購入分から対象となります。令和6年2月7日を期限とする実績報告書提出のときには、納品や支払いが済み、領収書等が手元にある状態をお願いします。

### 【助成対象となる経費の項目】

ごみ収集所の管理、清潔保持等に要する経費で、下記の例のようなものとなります。

会議費	<input type="checkbox"/> 会場使用料（会場を借上げる費用） <input type="checkbox"/> 資料代（資料の作成や印刷にかかる費用）
印刷費	<input type="checkbox"/> 看板作成代、広報紙印刷代など
消耗品費	<input type="checkbox"/> 収集所の清潔保持のための物品代 (カラスよけネット、分別用コンテナ、ほうき、ちりとり、消毒・消臭用品など) <input type="checkbox"/> 収集所の維持管理のための物品代 (ペニヤ板、波板、のこぎり、かなづち、看板を作成するためのペンキ代など) <input type="checkbox"/> ごみの散乱防止のための物品代（ごみ袋、軍手、火ばさみなど）
賃借費	<input type="checkbox"/> ごみ収集所の地代
光熱水費	<input type="checkbox"/> ごみ収集所の管理や、地域の清潔保持のために使用する水道代 (使用量の半分以上がこれらの目的に利用されているものに限る)
委託費	<input type="checkbox"/> ごみ収集所の清掃を外部に委託した経費
研修費	<input type="checkbox"/> 講師謝礼、講師交通費、チラシ、資料印刷代、書籍や広報啓発ビデオ等の購入代

### 【助成対象とならない経費の項目】

下記の経費は助成対象となりませんので注意してください。

×各種団体への負担金等
×懇親会、親睦会、新年会、忘年会、慰労会等の経費
×寄付金、募金
×役員報酬、交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典
×積立金、予備費、次年度への繰越金
×会議等での茶菓子代

### 【マスク、アルコールスプレー等の物品の購入について】

- ごみ収集所の管理・清潔保持における、新型コロナウイルス感染拡大防止のために購入した場合  
⇒助成対象となります。
- 日常生活における、新型コロナウイルス感染拡大防止のために購入した場合  
⇒助成対象となりません。

### 【クレジットカード等の使用について】

- 原則として補助対象経費の支払いに現金及びクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合は補助対象経費として認められません。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費とすることが認められます。

### 【助成金で支出した費用について】

レシート・領収書などの会計関係書類は  
5年間大切に保存 してください（提出は必要ありません）  
※スキャナー等で読み取り、データ化して保存することも可。